

第3回南砺市子どもの権利条例策定委員会

令和4年5月21日(土)

14:00～16:00

井波総合文化センター第一研修室

1 開会

2 協議事項

(1) 第二回意見募集について 資料1

(2) 南砺市子どもの権利条例(仮称)素案について 資料2

(3) 子どもの権利委員会(案)について 資料3

(4) アクションプラン(案)について 資料4

3 その他 資料5

(1) 今後のスケジュールについて

(2) 南砺市子どもの権利条例づくり オフィシャルキャラクターについて

4 閉会

南砺市子どもの権利条例（仮称）素案に係る 第二回意見募集について

（趣旨）

国連「子どもの権利条約」の理念に基づき、令和４年度中の制定を目指す「南砺市子どもの権利条例（仮称）」について、南砺市子どもの権利条例策定委員会から素案が提示されたため、幅広く市民から内容について意見を募集し、より良い条例づくりに反映させることを目指すもの。

対象者	・ 小中学校職員 ・ 保育園職員 ・ 南砺市 P T A 連絡協議会 ・ 保護者 ・ 地域づくり協議会 ・ 南砺市市議会議員 ・ 南砺市教育委員会教育委員 ・ 南砺市児童クラブ連合会 ・ 南砺市民生委員・児童委員 ・ 南砺市主任児童委員 ・ 南砺市児童館児童厚生員 ・ 南砺市放課後児童クラブ児童支援員 ・ 人権擁護委員 ※第一回同様。その他、幅広く意見を求めます。
内 容	（１）南砺市子どもの権利条例（仮称）素案についてご意見をお聞かせください。 （２）この条例に追加が必要だと思う内容があれば教えてください。 （３）南砺市にどのような取り組みが必要か教えてください。 （４）新しくできる条例の名称についてご意見をお聞かせください。
期間	令和４年６月２０日（月）～７月１１日（月）
意見募集の方法	○簡易電子申請方式 依頼文書やチラシ、ホームページ等に掲載するＱＲコードを読み取ることで表示される定型フォームへの入力による意見募集
その他	第一回意見募集の回答を添付する。 回答全文については、ＱＲコードを記載。

● 第二回意見募集 添付資料 ご意見及びそれに対する回答(案)

	ご意見	回答(案)
1	なぜ、南砺市は今この条例づくりに取り組むのですか？	南砺市は、SDGs未来都市として、多様性を認め合い、誰一人取り残さない持続可能なまちづくり、子どもも大人も幸せになれるまちづくりを目指して条例づくりに取り組みます。
2	南砺市らしさはどこにあるのでしょうか？	SDGsを子どもの視点からとらえ、子どもだけでなく大人にも配慮したところです。
3	国連「子どもの権利条約」の内容は、世界全体をとらえ、特に発展途上国の子どもを想定しているように感じます。南砺市に必要ですか？	「子どもの権利」は、すべての子どもたちが生まれながらにもつものです。また、この条例は、「子どもの権利条約」の考えに基づき、市の現状を踏まえた独自のものです。
4	この条例を定めることで、どのような効果がありますか？この条例を定めないと達成できないのでしょうか？	【効果】 1点目：子どもが権利を正しく理解し、主体的に行動する。自分と相手の権利を尊重できる思いやりの心を育てる。 2点目：子どもの声に耳を傾けられる大人の意識を育てる。 3点目：子どもがいきいきと育ち、子どもと大人が幸せに暮らせる環境を整える。 これらの効果を達成し、すべての人がもつ「権利」が保障される環境を整えるため、条例を定めるものです。
5	対象となるのは誰ですか？	子どもと大人が幸せに暮らせるための条例であり、南砺市に暮らすすべての人が対象です。 南砺市にも、虐待、いじめ、差別など困難の中で支援が必要な子どもがいます。子育てに戸惑いや不安を抱えている親や祖父母もいます。
6	子どもが大人に子どもの権利を主張すると、よいことはありますか？	基本的人権は主張するものではなく、守られるものです。権利が守られることで、自己肯定感が育まれます。
7	子どもが権利を主張し、子どもの好きにさせる感じがします。子どもがわがままにならないか、他の誰かの権利が損なわれないか心配です。	お互いを認め合い尊重しあうことが重要です。自分の思いを伝え、互いの権利を守るため、理解し、折り合いをつけることを学ぶことが大切です。
8	理想の世界のようです。子どもたちや大人のリアルな声を聞き、目の前の子どもたちを救ってほしいです。	理想を実現するための第一歩です。条例制定によって、“リアルな声”を吸い上げる仕組みや体制を整えていきます。
9	子どもを守りすぎてもいけないと思います。辛いこと、苦しいこと、心身ともにたくさん経験をして成長し、大人になります。	子どもの権利を保障することは、過保護にすることとは違います。思い通りにならないことや、失敗を通して生きる力を育てる機会を奪わないことも大切です。第14条の記載がそれにあたります。
10	大人も幸せでないと子どもは幸せにならないと思います。大人は、子育てに苦しむこともあります。	大人のことも考えていることがこの条例の特徴です。大人が幸せでないと子どもは幸せになれません。そのための環境を整え、相談や救済ができる体制づくりを目指します。

11	この条例ができることで、関係者の負担が増えることが予想されます。子どもたちのために働く方々への支援を忘れずをお願いしたいです。	子どもの権利を保障することと、それを支える大人への支援は車の両輪です。行政と市民が一体となり、子どもも大人も幸せに暮らせるまちづくりを目指します。
12	子どもをこんなに優遇しなければならないのでしょうか？また、大人がとても窮屈に感じました。大人の責任を認識させることがメインの文章に感じます。	子どもを優遇するのではなく、成長過程にある子どもには、大人からの保護や配慮が必要です。また、条例で明文化することで大人が責任を認識することも大切です。
13	子どもを守ろうと行動した大人に対して、逆ギレや逆恨みのようなことが起こったとき、市は毅然と対処していただけるのでしょうか？	逆ギレや逆恨みが起こるのは、お互いを理解できていないからです。そのような状態になる前に、対応できるよう条例づくりをとおして体制を整えていきます。
14	日本の南砺市のものとしてつくるなら、国家観について触れないのでしょうか？	南砺市にも外国をルーツとする子どもがいます。それらの子どもにとっても、心に入り、わかりやすいものとなるようにと考えています。
15	子どもの為を優先しすぎです。子どもの為にサポートしてくれる人や子どもに関わる関係者の現場の声や不満をもう少し理解してほしいです。	子どもに関わる方々の人権も尊重し、大切にされるものです。現場からの声や不満については、理解し、対応していく必要があると思います。それらに対応し改善していくことも、この条例の役割です。
16	違反した場合の罰則規定はありますか？違反罰則がないと強制力がありません。	罰則はありません。罰をあたえて矯正するやり方を変えていくべきです。
17	条例廃案を望みます。	この条例は、理念条例であり、強要するものではありません。この条例づくりをきっかけに、誰かを大切にし、尊重する意識を醸成することが互いの権利を守ることに繋がります。
18	第2章の第2条の「これらの人と等しく権利をみとめることがふさわしい人」がどのような人かわかりません。	子どもの権利は18歳未満が対象とされていますが、高校3年生等、教育活動において考慮が必要な場合に、この条例によって支障がでないよう記載をしてあります。ふさわしくない場合には、対象とされません。
19	第4条は命と心だけでなく、体、入れてほしいです。	命には、心も体も含まれるため、記載したいと思います。
20	第10条の「教育機関等の設置者…」の言い回しが難しいです。職員以外の教育関係者、例えばスポーツエキスパートや少年団の指導者、競技団体の方も対象にしてほしいです。	ご指摘の通り、子どもの育ちに関わる人すべてに自分のことと理解していただきたいので、「子どもの保育、教育、療育に関わる大人」に記載を変更しました。

- ①意見募集実施期間 令和4年2月7日（月）～3月18日（金）
 ②配布総数 1479名
 ③意見数 206件

●ご意見及びそれに対する回答(案)

ご意見	回答(案)
～条例づくりへの疑問～	
1 なぜ、南砺市は今この条例に取り組むのですか？	南砺市が目指すのは、多様性を認め合い、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりです。その実現には、子どもも大人も一人の人間として尊重され、共に生きることができる人づくりが重要であると考え、取り組むことにしました。
2 南砺市らしさはどこにあるのでしょうか？	SDGs未来都市南砺市ならではの条例となっています。条例をきっかけとし、誰一人取り残さない、持続可能なまちづくりを目指します。人づくりの視点を盛り込むことで行動につなげ、実現に向けて環境づくりを考えました。子どもの権利条例を制定することで、人と人が支えあい、子どもも大人も幸せになれるまちづくりを目指します。
3 国連「子どもの権利条約」の内容は、世界全体をとらえ、特に発展途上国の子どもを想定しているように感じます。南砺市の子どもたちの環境はそんなに悪いのですか？	条約は国家間のルールで、法律は国のルールで、条例は自治体のルールです。南砺市がつくる条例は、「子どもの権利条約」の考えをもとに、南砺市の現状を踏まえた南砺市のもので、「子どもの権利」は、すべての子どもたちが生まれながらにもつもので、地域を限定しません。すべての子どもが大切に愛されて育つまちづくりのための条例です。
4 この条例を定めることで、市はどのような効果を期待しているのでしょうか？また、この条例を定めないと達成できないのでしょうか？	この条例を定めることで、誰もが生まれながらにもつ権利をすべての人に保障できる環境を整えていきます。具体的には3点です。 1点目：子どもが権利を正しく理解し、主体的に行動する。自分の権利も相手の権利も尊重できる思いやりの心を育てる。 2点目：子どもの声に耳を傾けられる大人の意識を育てる。 3点目：南砺市の子どもがいきいきと育ち、子どもと大人が幸せに暮らせる環境を整える。
5 子どもが大人に子どもの権利を主張すると、よいことはありますか？	基本的な権利は主張するものではなく、守られるものです。子どもは自分の考えや願いを自由に表明し、実際に行動することで、自分の考えを深め広げていくことができます。他の人の話を聞く機会が増え、多様なものの見方や考え方を育むことになるからです。また、大人に話を「聞いてもらえる」「わかってもらえる」という経験がないと、困ったときに相談できなかったり、自信がもてなくなります。権利が守られた環境で育つことは、自己肯定感の育ちに繋がります。
6 子どもが権利を主張し、子どもの好きにさせる感じがします。条例ができることで、子どもがわがままにならないか、ほかのどれかの権利が損なわれないか心配です。	お互いを認め合い尊重しあうことが重要でどちらか一方が我を通すということではなりません。権利を主張することではなく、互いの権利を守るため、お互いを知りながら、理解し、折り合いをつけることを学びます。
7 理想の世界のようです。子どもたちや大人のリアルな声を聞いてほしいです。目の前の子どもたちを救ってほしいです。	理想の世界と思うかもしれませんが、その理想を実現するための始まりとなります。制定することで、“リアルな声”を吸い上げる仕組みをつくります。市民の理解を得て、社会全体で体制を整えていきます。

8	子どもたちは、この条例を読むことはありますか？文章が難しく、ふりがなも無いのが気になりました。	子ども版の条例紹介を作成します。難しい言葉は、わかりやすい言葉に置き換え、漢字にはふりがなをふります。また、寸劇や動画等を通して理解できるように努めます。
9	「権利と義務」についてどのように考えて作成されましたか？子どもが義務を果たさず権利を主張していくように感じます。	子どもの権利は「権利と義務」のように何かと対比されるものではなく、すべての人に与えられた基本的人権です。そして相手も無条件にもつ権利です。子どもの権利の理解には、自分の権利の主張が相手の権利侵害にならないよう合わせて教えていく必要があります。また、「権利と義務」が伴うのはどのような場合かも伝えていきます。
10	子どもの権利と大人の権利の線引きをどのように引くのでしょうか？現実的に、大人の意見が優先されることがあると思います。そのような時、子どもの権利は無視されるのでしょうか。	線引きをするのではなく、子どもも大人もお互いの権利を理解しようとする姿勢をもつことが大切です。相手の話に耳を傾け、自分の意見を伝える「やりとり」を行うことが権利を守ることに繋がります。子どもの意見を受け入れられない時は、理由をていねいに伝えることが大切です。
11	子どもの意見を尊重することは大切ですが、子どもを守りすぎてもいけないと思います。心身ともにたくさんの経験をして、大人になり生活できるようにすることも大切だと思います。「失敗は成功のもと」ということわざもあるように、それも大事なことだと思います。	子どもの権利を保障するということは何でも言うとおりにさせ、大人がすべて受け入れ過保護にするということとは全く異なります。子どもは、自分の意見を尊重されることで一人の人として自己をみつけ、どのように生きていきたいか自立心や自制心、たくましが育まれます。そのためには、思い通りにならないことや、失敗体験を通して生きる力を育てる機会を奪うことがないようにしたいものです。条文の第14条に記載があります。
12	「子どもの権利」は大切だと思いましたが、大人もしあわせでないと子どもはしあわせになれないと思います。大人は、子育てに苦しむこともあります。大人も苦しめないよう、子どもと大人にやさしい条例になるとよいと思います。	大人のことも考えた条例であることが南砺市の特徴です。大人が幸せでないのに、子どもだけ幸せになれません。第4章で環境づくりを行い、第5章で相談や救済ができる南砺市を目指します。
13	子どもの意見も大切ですが、保護者が動かないと子どもたちのよい環境は作れません。もっと保護者や周りの大人が介入していけるように取り組むことも必要であると思います。	子どもたちの環境は大人が作ります。第2章第6条(守られること)に子どもが有害なことから守られるためには大人が動かないといけません。第3章で大人や保護者の役割についても明記しています。
14	この条例ができることで、支援する大人の人数や対応時間などが必要となり、関係者の負担が増えることが予想されます。そのための予算や支援もしっかり確保されることを望みます。子どもたちのために働く方々への支援を忘れずをお願いしたいです。	子どもの権利を保障することと、それを支える大人たちへの支援は車の両輪ととらえています。新たな負担が増えるのではなく、今までの子どもとの生活に自然と取り入れられる取り組みを見直していきます。行政と市民が一体となり、子どもたちを見守る仕組み作りを行っていきます。
15	子どもをこんなに優遇しなければならぬのでしょうか？また、大人がとても窮屈に感じました。大人の責任を認識させることがメインの文章に感じます。	子どもを優遇するのではなく、子どもだから必要な対応があります。子どもはその成長過程において子ども自身では解決できない場合があり、大人から保護や配慮をされる必要があります。また、虐待、体罰、育児放棄など、大人の責任を認識していただきたい人権侵害もあります。明文化することで大人が責任を認識することも大切です。

16	子どもを守ろうと行動した大人に対して、逆ギレや逆恨みのようなことが起こったとき、市は毅然と対処していただけるのでしょうか？	子どもでも大人でも、逆ギレ、逆恨みが起こるのは、お互いを理解できていない辛い状態です。理解できるような丁寧な説明と信頼関係を築くことが必要です。そのような状態になる前に、双方の話し合いができるようなサポート等、困りごとを相談できる仕組みを作ります。また、子どもに関わる人たちが学べる体制を整えていきます。
17	国家観について触れるなどは不要ですか。国連の理念に基づき作られたのはわかるのですが、日本の南砺市のものとしてつくるならやはり日本人としてということに触れていることがある方が良くと思います。	南砺市には外国をルーツとする子どもたちもいます。それらの子どもたちにとっても、心に入りわかりやすいものとなるようにと考えています。南砺市の条例ではありますが、「だれでももつ権利」という考えで作成しています。
18	子どもの他者に対する思いやりや、子ども自身の環境へのかかわりといった項目もあればいいのではないのでしょうか。そのサポートを大人がすることで子どもも育ち、後に社会貢献につながるのではないのでしょうか。	この条例が守られることが、他者に対する思いやりをもち、子どもが自ら主体となり活動できる環境につながります。子どもの権利が守られることによって他社への思いやりや環境へのかかわりが育まれると考えます。
19	子どもの為を優先しすぎて、子どもの為にサポートしてくれる人や子どもに関わる関係者の現場の声や不満をもう少し理解してほしいです。	誰かが優先されるべきではなく、平等に大切にされ、子どもも大人も納得できる方法を見つけていく考えが大切かと思います。子どもに関わる方々の人権も尊重し、大切にすることが子どもを大切にすることに繋がります。また、現場からの声や不満については、理解し、対応していく必要があると思います。それらに対応し改善していくことも、この条例の役割です。
20	違反した場合の罰則規定はありますか？違反罰則がないと強制力がありません。	罰則はありません。子どもに対しても同様ですが、罰をあたえて共生するやり方を大人から変えていかなければならないと思います。
21	条例廃案を望みます。	この条例は、理念条例であり、強要するものではありません。この条例づくりをきっかけとし、目の前の誰かを大切にすること、尊重することがお互いの権利を守ることに繋がります。
～条文の内容～		
1	第2章の第2条の「これらの人と等しく権利をみとめることがふさわしい人」がどのような人かわかりません。	5/21の策定委員会で回答案を検討
2	第4条は命と心だけでなく、体、入れて欲しいです。	5/21の策定委員会で回答案を検討
3	第10条の「教育機関等の設置者…」の言い回しが難しいので、表題とあわせ「子どもの教育に関わる全ての大人」にしたらいと思います。職員以外の教育関係者、例えばスポーツエキスパートや少年団の指導者、競技団体の方も対象としてほしいと思います。	5/21の策定委員会で回答案を検討 ガイドブックにどのような人が含まれているか記載します。
4	虐待、ジェンダーについては、この条例では触れないのでしょうか。	第2章 子どもと権利 第4条(生きること)に含まれています。
5	子どもへの暴力に、子どもの性被害も入れているかどうか。学校教育と家庭教育を並行して取り組む必要を感じています。	第2章 子どもと権利 第6条(守られること)の暴力について、あらゆる暴力行為をさしています。ガイドブックに詳細を記載します。
6	スマホやタブレットからの溢れる情報、いじめなどから子どもを守るための内容についての記載がありません。	第2章第6条(守られること)に含まれます。有害なから守られると記載があり、詳細についてガイドブックに記載します。また、情報についてはどのように付き合っていくか教えていくことも大切です。

7	「保護者は、その養育する子どもに対して、自らの権利の行使には責任が伴うことを指導する義務がある」旨のことを明記しておく必要があると思います。	第3章、第9条に記載されています。第3章は大人はどのように子どもと関わるかについて記載されています。保護者についての役割についても記載があります。
8	大人の役割として、子どもに“教育を受けさせる(受ける機会)”というようなことがあれば良いな、と思いました。	第8条の“関わり”の中に含まれています。
9	第3章で、保護者の部分はもう少し増やしてほしいです。助けを必要としている保護者はたくさんいます。この条約は、保護者を責められている感じがして苦しくなります。子育て中の親(保護者)を支援することについての項目が足りないと思います。	第14条3に「市は、保護者や地域団体などと子どもに関わる大人を支援します」とあります。様々な場面で助けを必要としている大人の方に対し、責めているのではなく、どのようにしていけばよいか共に対応を考えていきたいです。そのために、相談や講座を開くなど支援を行っていきます。詳細については、ガイドブックに記載します。
10	・第4章第19条で、子どもの啓発(小学生以上)が必要だと思います。 ・第3章に地域住民の役割(高齢者等)は条例に入れなくてもよいですか？	市民の中に子どもも高齢者も含まれています。ガイドブックには、市民とはどのような人が含まれているか記載します。
11	第4章南砺市の環境の第14条(日常の環境)で、「市は保護者や地域団体など子どもに関わる大人を支援します。」とありますが、そういった方々を育成にも力を注ぎます。ということも入れたらよいと思います。	支援することの中に、育成に力を入れることも含まれています。
12	権利が保障されていない子どもに対する保護の体制や支援の方法については入れなくてもよいですか？	第4章南砺市の環境 第18条(人権侵害の対応)に書いてあります。
13	子どもへ地域が期待すること、将来的に地域や国を支えていく一員になる大切な存在であることを伝える必要があると思います。自由の意味を伝えることも大切です。	一人一人の子どもが「大切な存在」であること、大人がそのように感じていることを伝えることは大切です。そして、子どもたちが感じ、考え、自然とそのように思える取り組みを実施していくことは大人の役割だと思います。
14	第9条(保護者の役割)で、“責任と義務があります”という表現に続いて、“子どもに関心を持って接し”とあり、“関心”という言葉が適しているでしょうか。以降の(市民の役割)第12条“子どもの育ちに関心をもち”とあり、保護者と市民と同じ表現で良いのでしょうか。	“関心”をもつとは、「心を寄せるせて接する」ことです。わが子であろうとなかろうと危ないことをしていたら注意するとか、頑張っている子に声をかけるとか、みんなでした方がよいと思います。

15	第5章において、市は相談したくてもできないような事案に対し、児童や家庭環境の実態調査をし、子どもたちの心や健全な成長により支援すべきだと思います。権利を保障するには体制を整えるだけでなく、実態調査を進めるような権利の救済をきちんとすべきだと思います。そのために必要な職員の確保、学校以外の環境の整備を行うことも必要です。	第5章第21条の子どもの権利委員会の役割として検討していきます。
～子どもの権利委員会～		
1	条例制定後の、「子どもの権利委員会」はどのような取り組みをしますか？	5/21の策定委員会で回答案を検討 ★こども課で素案作成 枠を3つ程度にして考える
2	この条例を具体化するために、基本計画のような実行計画が必要だと思います。計画があってその審議をするための審議会ですか？	・子どもの権利条例の浸透や見直し ・子どもの権利条例が守られているか確認 ・人権侵害を受ける子どもがいない社会を作るための取り組み 例：救済が必要な子どもに対してすぐに対処できる体制づくり
3	子どもの権利委員会の構成委員はどこで決めていくのでしょうか？	
4	有言実行となっていることのチェックが必要だと思います。「こどもの権利委員会」による実施状況の検証をされるということですが、名ばかりの委員会にならないことを期待します。	子どもの権利委員会については、条例で委員会設置を定め、「子どもの権利委員会設置要綱」を作成いたします。委員会の構成員についても検討していきます。市と民間が意見を出し合える組織を検討していきます。
5	構成メンバー等細則は別に作られるのでしょうか？ぜひメンバーに「子ども」を入れていただきたいと思います。	子どもの意見を聞くことと委員のメンバーに入れることは別だと考えています。子どもの意見を聞くために、機会を設置していきます。
～内容や文言等の詳細（ガイドブック対応）～		
1	具体例がなく、想像が付きません。概念的な文章だと思いました。実際に、何をしたらいいのか、日々の生活の中でどのような場面で生かされるかわかりませんでした。	ガイドブックに具体的に何をさし、何をしていくのか示していきます。条例のガイドブックを大人用と子ども用の2種類作成し、具体例や、詳細について記載します。 子どもの権利に関する具体的な事例は多岐にわたり、条例の中に収めることができませんので、ぜひガイドブックを参照してください。動画や漫画、イラストなどでわかりやすく掲載します。
2	・条例を作るなら、「権利と義務」「責任と自立」「主張と尊重」も一緒に考え、学ぶ必要があると思いました。 ・権利意識ばかりでなく、責任感（使命感）、義務、あるいは子ども自身が守るべきこと、考えることを教える必要があります。	とても大切なことだと思います。「子どもの権利」は基本的人権であり、生まれたばかりの赤ちゃんにもある義務を伴わないものです。一方でご指摘の内容についても学ぶ機会が必要です。権利を知り、守られる経験をするにより、子どもは相手の権利についても考えることができます。権利を保障された社会において、ご指摘の学びがより深まります。
3	子どもが育っていく地域の中には、その親を始め、子ども自身が含まれることが伝わりにくい気がします。成人が18歳になり、すぐ大人になります。そういう意識も早くから育てる必要があります。	地域の中には、子どもも大人も、家庭、学校、保育園、みんなが関わりあっていることを記載します。人と人が関わる経験があつてこそ「地域の一員である」との意識は生まれます。参加しやすい環境を作っていくことも大切です。

4	権利条約の中に組織図を盛り込むことで活動がより明確になり行政、地域、家庭との連携が図れると思います。	様々な場合について組織図や解説図を用います。
5	子ども同士の人権についての記載はないのですか？例えば、いじめはしません。困った時は相談できる機関を利用するなど。	この条例は子ども対大人の関わりのためだけに作られるわけではありません。目の前の人の権利を大切にできることが大切です。ガイドブックには、子ども同士の具体例についても記載していきます。
～具体的なアクション～		
1	条例を作り、どうやって南砺市民に浸透させていくのでしょうか。意識の醸成についても、どのようなことをされるのでしょうか？	条例が作られてからの方が重要です。条例を市民に浸透させること、条例に掲げられた内容の実現のため、アクションプランを作成します。さまざまな意見を反映させ、市民が力を合わせて様々なアクションで取り組んでいきます。 広報について 例・わかりやすいポスターやイラストの掲示 ・キーワードを使ったロゴ ・歌や体操などでのPR ・市民の意識調査や意見募集など定期的な実施 連携について 必要な施策(第13条1)」「 必要な環境の整備(第13条3) どこまで達成できているのか見える化
2	第3章の大人の役割を踏まえて、地域の中で「家庭とは」「保育園とは」「学校とは」「児童館とは」など地域で子ども達が過ごす居場所について、大人達は子ども達に対してこうあるべきことが望ましい内容を表すと分かりやすいのではないのでしょうか。	どの居場所においても「子どもの権利を守る」ということにおいて望ましい姿は変わりません。あるべき姿は子どもたち一人一人によって広く考えていく必要があると思います。具体例については、講座を開くなど実務に生かせるアクションプランを検討していきます。
3	南砺市の環境の部分(居場所づくり)に関して。居心地の良い居場所を築くためにはそこに携わる人も必要になります。人の支援についてもあれば…と思いました。	子どもを大切にする大人が増えることで、賛同者が集まります。そのような場において求められる支援について引き続き現場の声を聞きながら対応をしていきます。
4	制定後、常に見直し、加除修正を行うのがよいと思います。はじめからパーフェクトなものはなかなか難しいです。まず、一步を踏み出すことが肝要であると思います。	アクションプランは期間を設けて、計画的に取り組むようにします。また、振り返りを行い、加除修正を行います。
5	心身ともに健康な子どもを育てる為の保護者の学習への要請。子どもの権利条例だと権利だけ主張するわがままな子どもが増える恐れがあるので「主張と尊重」のように権利を主張するためには何が必要かも理解できるとよいです。	子どもにも大人にも権利の意味を伝えていくことが大切です。「権利」という言葉がもつ意味についてガイドブックに記載をします。

資料 2

2. (2) 南砺市子どもの権利条例(仮称)素案について

策定委員会にて下記 3 点の対応を検討

	意見	検討内容
第 1 章 第 2 条	第 2 条の「これらの人と等しく権利を みとめることがふさわしい人」がどの ような人かわかりません。	令和 4 年 4 月 1 日から成年年 齢が 1 8 歳に引き下げられた ため、記載について検討した い。 ↓ (対応) 基本は 1 8 歳未満が対象とさ れるが、高校 3 年生等、教育活 動において考慮が必要な場合 に、この条例によって支障がで ないよう、記載することが望ま しい。ふさわしくない場合は、 対象としないこととする。
第 2 章 第 4 条	第 4 条は命と心だけでなく、体、入れ て欲しいです。	「体」の文言を追記するか検討 したい。 ↓ (対応) 命には、心も体も含まれるた め、記載することが望ましい。
第 3 章 第 10 条	第 1 0 条の「教育機関等の設置者…」 の言い回しが難しいので、表題とあわ せ「子どもの教育に関わる全ての大人」 にしてはどうでしょうか？職員以外の教 育関係者、例えばスポーツエキスパー トや少年団の指導者、競技団体の方も 対象としてほしいと思います。 1 1 条に含むのかもしれませんが、対 象であると伝わる記載にした方がよい と思います。	子どもに対応している大人が 自分のことであると自覚が持 てるような記載を検討したい。 ↓ (対応) 「子どもの保育、教育、療育に 関わる大人」に統一。

南砺市子どもの権利条例（仮称）素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第12条）

第4章 南砺市の環境（第13条―第19条）

第5章 権利の救済と推進（第20条―第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

わたしたち南砺市民は、子どもも大人も一人の人間として尊重され、すべての子どもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、心豊かに生きることができるまちづくりを目指し、国際連合が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）の理念に基づきこの条例を制定します。

子どもは、生まれながらにして人格をもつ一人の人間として尊重されます。子どもは、愛され、権利を保障されることで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。子どもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。子どもは、いかなる差別も受けることなく自分が受け入れられ、喜ばれていることを知ること、自分の考えをもち、自分の思いを表現し、自分らしく生きる力を育みます。

子どもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、子どもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会を作り、子どもが自分自身の思いや考えを表現できるよう支援します。大人は、子どもに対して一方的な考えを押し付けることなく、子どもの思いを尊重し子どもの意見に耳を傾けます。子どもの権利を守るとは、社会の幸せにつながります。子どもにとってやさしい世界は、大人にとってもやさしい世界です。

この条例の制定を通して家庭、学校、地域等、社会全体で総合的に連携を取りながら、子どもの心身の発達と幸福感の増進、自律心と挑戦心の育成を図ります。子どもが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する南砺市、誰一人取り残さない、幸せを感じられる南砺市を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、子どものもつ権利を保障し、一人一人が人として生きるために誰もが心豊かに成長できるまちづくりに市と市民が協働で取り組むことを目指します。

(定義)

第2条 この条例において、子どもとは、18歳になっていないすべての人をいいます。**ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。**

2 この条例において、子どもの最善の利益とは、どのような場面でも子どもの意見を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 子どもと権利

(子どもがもつ権利)

第3条 子どもは、生まれながらに大切な権利を保障されます。

(生きること)

第4条 **子どもは、命と心を大切にされます。**

2 子どもとその家族は、国籍、言語、宗教、出身、性別、障がい、財産その他の置かれている状況によるいかなる差別や不利益を受けません。

3 子どもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

(育つこと)

第5条 子どもは、もって生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しく健やかに生活をすることができます。

2 子どもは、一人一人の人格を尊重され、子どもであることを理由に否定されることがなく、自分の思いを自由に表すことができます。

3 子どもは、興味関心を広げ、教育を受け、学ぶことができ、遊んだり休んだりしながら育つことができます。

4 子どもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 子どもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られる権利を保障されます。

2 子どもは、家族や友達、子どもを取り巻く関係機関等によって、心と体が傷つけ

られないように守られます。

- 3 子どもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 子どもは、自分の意見を伝え、仲間をつくることができます。

- 2 子どもは、様々な活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもを一人の人間として尊重し、一人一人が自分らしく成長できるようにその発想を受け止め、話を聞き、共に考え、関わり続けます。

- 2 大人は、子どもが心身ともに健康に育つために、子どもにとっての最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育する子どもに対して責任と義務があります。子どもに関心をもって接し、心身ともに健康な子どもを育てます。

- 2 保護者は、子どもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。

(子どもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 **子どもが通う教育機関等の設置者、管理者、職員**は、子どもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、子どもに関わります。

- 2 **子どもが通う教育機関等の設置者、管理者、職員**は、子どもの心に目を向け、自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(子どもに関わる地域団体の役割)

第11条 子どもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、子どもが可能性を伸ばせるように、視野を広げたり地域の伝統文化に触れたりする体験、経験、交流の機会の提供に努めます。

- 2 地域団体は、地域の子育て世代に寄り添い、支えることに努めます。

(市民の役割)

第12条 市民は、日頃の挨拶や見守りを通し、子どもの育ちに関心をもち、子どもと共に成長していきます。

- 2 市民は、子どもが健全に育つため、子育て家庭が安心できる社会づくりに取り組みます。

第4章 南砺市の環境

(市の務め)

第13条 市は、誰もが心豊かに成長できるまちづくりの実現のために、必要な施策に取り組みます。

2 市は、施策の推進に関わる広報活動に努めます。

3 市は、子どもが権利の主体として尊重されることを認識し、子どもが意見や考え・思いを表明することができ、かつ、その意見や考え・思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境の整備を図ります。

(日常の環境)

第14条 市は、子どもの命を守ることができる健全な成長に配慮した環境を整え、子どもが自らの命を守る学びの経験を奪うことなく、生きる力を身につけるよう支援します。

2 市は、子どもが主体的に行動し、成長することができる南砺市各地域の特色を活かした環境を作ります。

3 市は、保護者や地域団体など子どもに関わる大人を支援します。

(居場所づくり)

第15条 市は、学校と家庭以外にも一人一人が居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第16条 市は、子どもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知活動に努めます。

2 市は、子どもが自ら情報を集め、選択・判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第17条 市は、子どもに関することは、子どもの意見を聞き、その意見が反映されるように努めます。

(人権侵害の対応)

第18条 市は、いじめ・体罰・虐待等の人権侵害を見すごしません。

2 市は、人権侵害が起こったときに、子どもと、子どもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及・啓発)

第19条 市は、子どもの権利条例を広報し、学習の機会を提供することで、継続し

た市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第20条 市は、子どもも大人も不安や悩みをもったときに相談できる体制を整えます。

2 市や関係団体は、相談内容に応じて必要な連携を取り状況の改善に努めます。

(子どもの権利委員会)

第21条 市は、誰もが心豊かに成長できるまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、南砺市子どもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議検証を定期的に行います。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料 3

2. (3) 子どもの権利委員会(案)について

【目的】

南砺市子どもの権利条例に関する施策や取組の内容が南砺市の実情に則した、具体的なものになっているかについて第三者として意見を述べること。

【設置概要】

①構成委員・人数

14名以内(学識経験者2名、公募2~3名)※裏面参照
委員長及び副委員長を各1名置く

②任期 3年

③開催回数

年間1~2回、その他必要に応じて開催する。

④委員会の協議内容

- ・アクションプランに関すること(令和6年度から施行予定)
- ・子どもの権利条例に基づく取り組みに関する意見交換
- ・子どもの権利に関する施策の進捗状況について
- ・権利侵害に関する事項の報告
(権利侵害がある場合、現状の制度で対応できているか)

【タイムスケジュール】

R 4. 12	R 5. 3	R 5. 4	R 6. 4
条例制定		●南砺市子どもの権利条例施行	
	子どもの権利委員会 設置要綱作成・制定	公募委員募集	●子どもの権利委員会設置
アクションプラン骨子案作成		アクションプラン策定作業	●アクションプラン の実施

子どもの権利委員会名簿(案)

区 分	氏 名	備 考
学識経験者		
関係諸団体		南砺市民生委員児童委員協議会
		砺波人権擁護委員協議会
		南砺市小学校長会
		南砺市中学校長会
		南砺市保育園長会
		南砺市PTA連絡協議会
		地域づくり協議会連合会
		南砺市児童クラブ連合会
公募委員		
	委員 14 名	

委嘱期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

資料 4

2. (4) アクションプラン(案)について

【目的】

子どもの権利の保障に関し、南砺市の実情に応じた取り組みの進捗状況の検証、必要に応じた見直しを行うことで、的確かつ柔軟に推進していく。

【骨子案】

①権利の主体としての子ども

(安心して、自信をもって、自由に成長し、自分らしく生きる)

②共に生きる大人

(子どもの声に耳を傾け、子どもが自分自身の思いや考えを表現できるように支える)

③環境づくり

(子どもも大人も共に幸せに暮らせるまちづくりの推進)

④権利侵害への対応

(相談・救済・支援と、権利侵害を起こさない環境づくり)

【計画期間】

3年間

R 4 年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
骨子案作成	アクションプラン 策定				実施(第二次)
			点検	点検・見直し	

南砺市子どもの権利条例

アクションプラン骨子案

子どもの権利

- ・ 生きる権利
- ・ 育つ権利
- ・ 守られる権利
- ・ 参加する権利

1. 権利の主体としての子ども

- ①普及・啓発
- ②正しい理解促進
- ③行動

例えば...

2. 共に生きる大人

- ④普及・啓発
- ⑤正しい理解促進
- ⑥行動

例えば...

3. 環境づくり

- ⑦遊びと学びの環境づくり
- ⑧安心安全な環境づくり
- ⑨幸せな子育て環境づくり

例えば...

4. 権利侵害への対応

- ⑩相談・救済
- ⑪実情に応じた支援の体制づくり
- ⑫権利侵害を起こさない環境づくり

例えば...

ワーキンググループ意見より

背景	手法	目的
1)総合的な推進 ・今ある制度が周知されていない ・子どもの権利を守るためにどのような環境が望ましいか検討が必要	「子どもの権利」について今ある制度を総合的に把握し連携できる体制を作る ・子ども支援 権利侵害の調査 意見を伝える仕組みづくり 子ども企画の実施 ・親支援 学びの場、相談の場、集いの場 ・祖父母支援 ・地域の連携 ・市民の意識調査や意見募集など定期的に実施 ・ネットワークづくり	子ども大人も幸せに暮らせる南砺市 子どもも大人も大切にされる環境が整備される
2)普及啓発 (大人数へ・短時間) 子どもの権利を知らない人に正しく知ってもらう	・ガイドブックの作成 子ども版・大人版で作成 子どものもつ権利の詳細 日常の具体例を記載 ・各種講座開催 ・YouTube動画 ・子どもの権利の日 ・夏休みの宿題 ・母子手帳に掲載 ・場を設けて説明会 ・チラシ・TST・広報・HP ・ミニ講座 ・歌・体操などでPR	子どもの権利という考えが当たり前の南砺市になる
3)「子どもの権利」を正しく学ぶ(少人数・長時間) ・子どもの権利を知らないため、何をしたらいいかわからない	・道徳で授業 ・出前講座 ・定期的な講座を行う ・講演会・講習会 子ども向け、大人向け、親子向けなど ・研修会(各職場で採用)	自分の権利も相手の権利も大切にすることが出来る行動ができる

「子どもの権利」を知る機会(啓発物・啓発方法)

第5回ワーキンググループ【アクションプラン案】

現状	子どもの権利を知らない			
課題	・「子どもの権利」に対する誤解(子どもが優遇されるべき、現状で大人が悪いという印象) ・市全体の取り組みにならないため、考え方や対応についてギャップが生じる			
	子ども	保護者	保育士・教職員他	地域・市民
アクション	・子ども用ガイドブック ・継続した情報の発信(各月など) (マンガなどわかりやすく) ・子ども版「なんとHug」 ・子ども版SNS ・学校のタブレットの活用 ・YouTube動画、寸劇 ・自分も相手も権利があることが前提 ・人権週間デー、人権デー ・毎月〇日は「子どもの権利」の日 学校行事予定に一言入れる パネルに貼る、ポスターの掲示 当日は児童玄関に置く ・学級活動や道徳に使える動画やゲーム ・広報に四コマ漫画 ・子どもたちからポスターや標語を募集し、入選作を利用して掲示する。 覚えやすいスローガンの作成と啓発	・大人用ガイドブック ・母子手帳に掲載 ・「なんとHug」発信 ・PTAなどで具体的事例を使い話合う ・パパママ講座 ・保育園・学校との意見交換 ・定期的なチェックシート ・YouTube動画 ・市PTA連に協力依頼 ・教育講演会の開催 ・保護者自身の“心”に響くアプローチ 例：あなたが子どものころ何を感じて生きていたか、など	・大人用ガイドブック ・定期的に場を設定し、正しく理解してもらう 例：勉強会、意見交換会、チェックシート ・YouTube動画 ・教育講演会の開催 ・校長会での説明 ・現実に即したリアリティある研修 ・担当職の垣根を越えた普及を目的とした学び会	・大人用ガイドブック ・チラシ(全戸配布) ・大人用ガイドブック ・定期的に広報・市HP ・ミニガイド・ミニ講座を各地で開催する ・ワークショップ ・YouTube動画 ・個人あてに郵送して自覚を ・TST、新聞 ・なんと子どもの日の設定 ・子どもの権利をテーマにしたイベント
短期目標 (1年・3年)				
長期目標	子どもの権利を知っていることが当たり前の社会になる			

「子どもの権利」を学ぶ機会(いつ・どのように)

現状	子どもの権利を守るため、何をしたいかわからない			
課題	・権利侵害をされていること・権利侵害をしていることに気づかない(いじめ・虐待・体罰・差別など) ・子どもを一人の「人格」として接し、育てる認識が低い。「子ども」とひとくくりにした対応がある。 ・具体的な場面や行動、考え方がわからない。 ・子どもが自分の権利を守ることができない			
	子ども	保護者	保育士・教職員他	地域・市民
アクション	・学校で決まった時期に授業 例：○・△学年に1回実施 ・大人も子どもも一緒になって話合うことで子どもが参加する権利を体現 ・YouTube 動画(短編で様々な場面の行動例を作り、解説も入れる) ・出前授業(1年生・4年生) ・今ある授業に取り入れる ・カルタ大会	・定期的な講座を必須に 乳幼児健診や入園入学説明会 ・PTA 講演会で説明 ・親子活動でWS ・親学び講座 ・学校の学年活動 ・学ぶために、前段として親の余裕を生み出すこと	・研修・勉強会のテーマ ・年1回夏季化冬季の休業中に2時間程度の研修 ・先進地の成功事例を学ぶなど夏休みに条例の講座を開催 ・日々の保育の中に取り入れる	・研修 ・ワークショップ ・ミニ講座 (短い時間で数多く) ・個人宛に郵送する
短期目標 (3年)				
長期目標	自分の権利も相手の権利も大切にできる行動ができる。			

「子どもの権利」を大切にできる環境づくり(内容)

現状	子どもに関わる機関や支援機関はあるが、市民に浸透しきれていない。 各地域に特色があるが、お互いの地域のことを知らない。			
課題	・子どもが主体となり、活動する場や仕組みの構築 ・主導権が大人にあり、大人が決めつけてしまうことがない、子ども主導の体制がない			
	子ども	保護者	保育士・教職員	地域・市民
アクション	・子ども自身が求めるものや気持ちを発信できる仕組み ・子どもが自分の意見を言える場所 ・子ども企画運営イベント ・興味のあることへの参加 ・情報を知ること、交通が課題 ・子どもが安心して相談できる場所 ・学校に市に向けての目安箱を設置 ・子どもからの提案・意見募集はがき(参考→札幌市) ・条例キャラクターが入ったかわいいはがきを作成し、学校で配布。はがきには、SOSや意見が書ける。定期的に配布し、周知していく。 ・児童館の活用(愛知P5) ・子どもへのアンケート ・各地域ごとで子ども企画のイベント	・親支援 相談場所・体制の拡充、支援団体紹介、心のゆとり支援、サポートを安価に利用) ・親学び・子育て講座 親向け・祖父母向け 子育てイメージ ・ワークライフバランスの見直し ・SDGs・多様性の理解 ・働き方改革 ・自分に余裕がないと子どものことも考えられない。余裕がもてる取り組みを。	・日々の関わり方で意識する ・気持ちや思いを受け止めてもらい、自己発揮できるように。 ・札幌(P8・9) ・学校行事や学校運営に子どもの声を取り入れる。 ・学校の重点目標や目指す子ども像と連携させる。 ・子どもの「やってみたい」を実現させてあげる取り組み。	・地域の連携 人権擁護委員 民生委員 主任児童委員 ・子どもの居場所 ・三世代交流 ・地域団体の活用 子どもが関わり学ぶ ・ファミサポの充実(利用時間・料金) ・子どもに実施するアクションについて、実施場所を学校に限らず、地域ごとに実施する。
短期目標 (3年)				
長期目標	大人も子どもも幸せに暮らせる南砺市 大人も子どもも大切にされる環境づくり			

○その他の提案

- ・ 条例ガイドブックの作成 : 子ども用・大人用・・・なるべく絵で分かるように
- ・ マニュアルの作成 : 子どもの権利について、考え方、いじめ対応、危険対応、子どもの安心・自信・自由について)
- ・ 意識啓発(繰り返し行う) : 毎年12月、条例制定の日や人権週間に合わせて行う
- ・ 市全体で取り組める仕組みづくり・体制づくり : 民間団体、学校、家庭、公的機関がつながれる体制づくり
- ・ 子育て支援ネットワークの構築: 民間団体のネットワーク
- ・ 南砺市内の子どもに関する情報が集約されているもの(ウェブサイトなど)
- ・ 子どもの権利委員会の設置
- ・ オンブズパーソンの設置
- ・ 子どもの居場所の設置(不登校の子ども、地域の居場所など)・・・地域ごとにあるとよい
- ・ 子ども食堂・・・定期的、子どもの運営もあるとおもしろい
- ・ 様々な体験の企画(日帰り、1日、長期体験など)・・・子どもも企画運営できるように
- ・ 大人の人権啓発 : 大人のもつ人権について学ぶ。子どもも大人も大切な存在である
- ・ 子どもが楽しめる有名芸能人のライブやコンサート、講演の企画・・・子ども運営

アクションプランについて提案

- ・ 子どもに関することは、子どもたちの意見を吸い上げる組織づくり・・・子ども委員会の継続(小中高)地域ごと、学校ごと、有志など
- ・ 他市との交流
- ・ 行動計画実施検証を行っていく→子どもの権利委員会か？
- ・ 子どもにはがき配布→自分の意志ではがきを出することができる。SOS、意見など
- ・ 大人向け、子供向けのメンタルケアカウンセリングを身近にしていく
- ・ 毎月〇日は「子どもの権利の日」です。市・学校 HP 行事予定表に一文入れる。意識化していく。
- ・ 地域づくり協議会ごとに必要な環境をつくる。身近な地域のみんなで子どもを育てる。
- ・ 協働のまちづくり・SDG s・人権について、繋げていく。
協働のまちづくり(豊かな人生を目指す)、SDG s(環境保護、未来創造)、人権(男女共同・子どもの権利)
- ・ 拠点が必要だと考える。
全天候型のプレイゾーン・・・親子でも、子どもだけでも遊びに行けて遊んだり学んだりできる。
時には相談しながら支援してもらえらる子育て子育ての総本山的な施設。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもやヤングケアラーの実態調査を行い、必要な支援を探る。
- ・ 子どもの生の声をプライバシーを守って拾える手法をもって継続して発信できる仕組みをつくる。
- ・ 公民館の子どもの居場所の解説(主に不登校の子ども対象)
- ・ 雨や雪の日でも遊べる、屋外内双方に対応のプレーパーク
- ・ 子どものオンブズパーソン制度
- ・ フリースクール
- ・ 生涯学習の場づくり
- ・ 子ども食堂

3. (1) 今後のスケジュールについて

令和4年度 子どもの権利条例づくり事業計画

	子ども	人づくり	環境づくり
第5回WG	令和4年度 子どもの権利を広めよう 日時: 4月16日(土) 9:30~12:00 場所: ヘリオス 目的: 子どもの視点から権利で知ってよかったこと、知ってほしいことをまとめる	アクションプラン素案づくり 日時: 4月2日(土) 9:30~12:00 場所: ヘリオス 目的: 広報周知・環境づくり等について南砺市における実現可能な取り組みを考える	アクションプラン素案づくり 日時: 4月2日(土) 14:00~16:30 場所: ヘリオス 目的: 広報周知・環境づくり等について南砺市における実現可能な取り組みを考える
策定委員会	第三回策定委員会 日時: 令和4年5月21日(土)14:00~16:00 場所: 井波総合文化センター ・第二回意見募集について ・南砺市子どもの権利条例(仮称)素案の検討について ・子どもの権利委員会について ・アクションプランについて		
意見募集②	第二回素案意見募集実施 日時: 令和4年6月20日(月)~7月11日(月) ・南砺市内保護者(保育園・小中学校) ・子どもの権利条例づくり策定委員会・ワーキンググループメンバー ・保育士・小中学校教諭・地域づくり協議会・南砺市PTA連絡協議会・児童クラブ連合会 ・児童館・放課後児童クラブ、人権擁護委員会		
第6回WG	子どもの権利を広めよう 日時: 7月9日(土) 9:30~12:00 場所: 井波総合文化センター 目的:	アクションプラン素案づくり 日時: 7月9日(土) 9:30~12:00 場所: ヘリオス 目的:	アクションプラン素案づくり 日時: 7月9日(土) 14:00~16:30 場所: ヘリオス 目的:
策定委員会	第四回策定委員会 日時: 令和4年7月30日(土)14:00~16:00 場所: 井波総合文化センター		
シンポジウム	子どもの権利条例づくりって誰のため? ※延期 日時: 令和4年8月6日(土)14:00~16:00 場所: 南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座 ホール		

パ ブ コ メ	<u>パブリックコメント</u> 日時: 令和4年10月3日(月)～12 日(水)
	<u>条例案上程</u> 12月議会
記 念 イ ベ ン ト	<u>子どもの権利条例制定記念イベント</u> 日時: 令和5年2月11日(土・祝) 場所: 井波総合文化センター

(2) 南砺市子どもの権利イメージキャラクターについて

子どもの権利を効果的に周知するためのイメージキャラクターを作成しました。配色は、市内の園児たちのぬりえをもとに決定しました。

キャラクターは、4つの子どもの権利がモチーフになっています。



- | | | |
|-------|--------|--|
| イーキル | 生きる権利 | ：命と心を大切にされること
・差別を受けず、安心して暮らせること |
| ソダッツ | 育つ権利 | ：自分らしく成長できること
・家族や友だちと楽しく健やかに生活できること
・興味関心を広げ、学び、遊び、休むことができること |
| マモール | 守られる権利 | ：暴力を受けたり、大切なものを奪われたりしないこと、
有害なことから守られること
・大人に守られ、自分を守ることを学ぶこと
・誰かに相談できること |
| サンカック | 参加する権利 | ：自分の意見を表したり、仲間をつくったりできること
・自分を表現し、自分らしさ見つけます
・様々な活動に参加することができます |

第3回南砺市子どもの権利条例策定委員会 会議録

日 時：令和4年5月21日（土） 14時00分～16時00分

場 所：南砺市井波総合文化センター

出席者：彼谷環委員長、楠井悦子副委員長、明柴聰史委員、磯辺文雄委員、榎木勝規委員、
木下三喜子委員、高橋佳津江委員、山下裕美委員、明橋大二南砺市政策参与

欠席者：斉藤優華委員

事務局：溝口こども課長、荒井子育て応援係長、川田主任

1. 開会

事務局：皆さま、本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第3回南砺市子どもの権利条例策定委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして彼谷委員長からご挨拶をいただきます。

委員長：今年の2月から3月の意見募集の結果を踏まえ、条文を見直す作業となります。ご意見の中には厳しいものもあり、権利より義務をとという想定されていたご意見もありました。反対に、素晴らしいという意見、また、よりよい提案もありました。理解をいただけるような条例づくりに取組んでいきたいと思います。

事務局：ありがとうございました。

出席者の確認をいたします。

南砺市政策参与 明橋大二先生

子どもの権利条例策定委員会 委員長 彼谷環先生

副委員長 楠井悦子さん

子ども部会 代表 明柴 史先生、副代表 山下裕美さん

人づくり部会 代表 高橋佳津江さん、副代表 木下三喜子さん

環境づくり部会 代表 榎木勝規さん、副代表 磯辺文雄さん、

本日は、9名中8名のご出席をいただいております。南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱第6条第2項により、委員の出席が過半数に達し成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。こども課 荒井主幹、同じくこども課の川田です。

また、本日の会議の予定時間でございますが、おおよそ16:00の終了を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。それでは、「南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱」第6条により、「委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。」とありますので、ここからは彼谷委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

2. 協議事項

(1)第2回意見の実施について

委員長 協議事項に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1により第2回意見募集結果を説明

委員長 こちらの件につきまして、ご意見をお願いします。

無いようですので、先に進めます。

(2)南砺市子どもの権利条例（仮称）素案について

委員長 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 資料2により経緯を説明

協議対象は3点です。

委員長 第1章第2条からご意見をお願いします。

委員E 高校3年生を意識した文章でしょうか。

事務局 ここで確定していきたいです。

委員E 18歳以下にしてはいかがでしょうか。高校卒業した人もしばらく対象となります。そこで線を引いたとして、20歳でも子どもみたいな人はいます。何歳になっても親にとっては子どもです。基本的な接し方なのでいくつでも対応してもよいと思います。

委員F 高校生のことが中心の議題なのでしょうか。

事務局 それも含めて検討していきます。

委員H これは法律です。高校生だから、社会人だから区分けるのはおかしいです。国の法律でそうなった以上、18歳未満で区切れればよいと思います。限定していいのかについて、ただし書きをつけるかどうかだと思います。できるだけ、すっきりした方がよいと思います。わたしは、「等しく権利を認める人」とし、「ふさわしい」という言葉を外せばいいと思います。高校3年生については、各家庭の判断に任せることとし、ここに記載するかどうかの議論は不要だと思います。

委員F ここに書いてあるのは、具体的に誰なのか。

委員H 高校生というより、障がいを持つ人も思いました。しかし、それはそれとして、成人は成人であると思います。具体的でなく対象はそれぞれあると思いますので、ぼかしておくままでよいのではないのでしょうか。

委員E 「等しく権利を認める」という固い表現でなく、「これらの人と同等の扱いをすることがふさわしい」でどうでしょうか。

委員H ふさわしいというのが抽象的であると思います。「認められた人」の方がよいです。

委員E そうなると誰が認めるの、となります。ふさわしいに代わる文言はあるのか。「これらの同等の扱いを受ける人を含みます」でどうですか。

政策参与 その部分はどう書いても、一般の人はわからないと思います。わからない文章をできるだけわかりやすくいれても意味がないと思います。私は、「18歳以下」にするか「18歳未満」にするかどうかだと思います。本来の条約は18歳未満となっています。法律改正で18歳以上はもう大人となっているわけで、法律との整合性は

問題となると思います。18歳以下にするとまた議論が生まれます。18歳を超えたからと言って権利がなくなるわけではないです。前文にも子どもも大人も幸せにと書いてあります。なぜこの条例が必要かという、幼少期に権利を大切にされるということが求められるからです。

委員E そうしますと、ただし書きを入れないということでしょうか。私も無くてよいと思います。他の自治体との整合性についてはどうですか。私は必要ないと思います。

委員A 私も18歳未満でよいと思います。あえて誤解を生むものを入れる必要はないと思います。

委員長 私自身もいらぬ解釈を生み出し、細かいことになってしまわないかと思っていました。いっそ削除でよいと思っています。他のいろんな場面で18歳以上の青年はどうするかということですが、学校でないフリースクールに通う子、働いている子については、ガイドブックで対応が必要であると思います。

委員E 今は、それでも高校までは行く人が多く、その後、専門学校、大学と学びは続いています。一方で、中学卒業で働きにでる子もいる。そう考えると、中学校卒業、義務教育の終了が大人への節目の時である。高校3年生を区切りとしている時点で遅いと思います。本来は、成人になるのは高校3年生のときだとしても、少なくとも家庭ではその子どもを大人として扱っていくというのは中学3年生、高校に入るステージに入るとしたら、高校3年生問題はなくなると思います。高校3年生に大人と子どもが混じっているという考えがすでに古い。

委員長 ガイドブックに記載するときには策定員にも相談していただければと思います。

委員長 第2章第4条についてお願いします。

事務局 命は心も体もあってなので、入れたらいいという意見です。

委員E 体をいれるなら、命はとって心と体とすればいいと思います。なぜなら、心と体を大切にしたら命は守られるからです。物理的に無理だからです。

委員F 可能性としては、「命を育む心と体を大切にされます。」という表現でもよいと思います。

委員長 命はあっていいと思うのですが、いかがですか。

政策参与 ここは4つの権利でいう生存権です。一番大事な権利は命の権利です。そういうことからすると、「命」は外せません。体と心はつながっています。私は入れていいと思います。

委員D 「体」を入れてほしいということ言った人の気持ちを想像しててみると、殺されはしないけれど、体を痛めつけられている人がいると。心を痛めつけられている子がいると。殺されはしないけど家とかで殴られ体を痛めつけられている独立した栗シミを抱える子がいるという

委員E 条件が厳しいのは心である。心、体、命と並ぶ。命が最低ラインであると思います。

政策参与 これで私が思ったのは、性的搾取です。若い女の子が性的搾取の被害者になることはあることであり、自ら近寄ってしまう子どももいる。もっと自分を大切にしろよと言っても、自分を大事にするということがわからないです。大事にされたことがな

いからです。そういうことから、条文に「体」を入れることが意味があると思います。

委員長 それでは、入れる方向で進めましょう。B 委員、何かご提案はありますか。

委員B 「体」という言葉を入れることは賛成です。子どもからの意見にも「体」は出ていたと思います。命という最低限の土台に、さらに心と体があるということをうまく表現できたらいいかと思います。

事務局 第6条第2項のところにも心と体という言葉があります。

委員F 使い分けせず、「体」に統一した方がいいと思います。

委員E 命が守られることという言葉が、権利条約にあるのであれば、「大切にされる」という言葉がかかるのは、心と体。その結果、命が守られるということでしょうか。

委員A 「命を守られ、心と体が大切にされます。」でどうでしょうか。

委員長 「命を守られ、心と体が大切にされます。」でよいと思います。

委員B 子どもの主体性からいくと、「命が」ではないか。

委員長 それでは、「命が守られ、心と体が大切にされます。」にします。

委員長 第3章第10条についてお願いします。

事務局 「子どもの保育、教育、療育に関わる大人」を代案として提案しています。

委員長 こちらの件につきまして、ご意見をお願いします。

その方がわかりやすいと思います。異論も内容なので変更でお願いします。

委員長 3点の見直しが終わりましたが、その他ご意見ありますでしょうか。

政策参与 第3条です。「保障されます」とありますが、子どもが受動態になっています。一番最初にある大事な文章なので「大切な権利をもちます」としたほうがいいです。権利は保障されなくてもすでに持つものです。しかし、持つことを皆が知らないということです。

委員長 「もちます」に修正します。

政策参与 第5章についてです。タイトルが相談と救済とありますが、条文に救済が入っていません。相談機関はたくさんあるけれども、救済されていない状況です。救済される体制をつくるのが大切です。「相談、救済される体制と整えます。」としたらいいと思います。

委員E 20条は2項が救済の意味になっています。1項で相談があつて、2項で救済されるということです。

政策参与 しかし、どちらにも「救済」という言葉は入っていません。2項にいれてもよいと思います。

委員E 「救済」という言葉を入れることが必要だということですね。

委員H 状況の改善ではだめだということですね。

委員F 「状況の救済に努めます。」でいいのではないのでしょうか。

委員長 なんの救済かわかりにくいですね。

委員C 条文の一番最初に「相談、救済」とした方がわかりやすいと思います。

委員H 連携を取っただけでは弱いです。

委員F 相談はするもの、救済はされるものなので「相談でき、救済される体制を整えます。」としたほうが良いです。

委員E 相談さえしてすれば、救済できる体制はできるというのが我々の中にはあるんです。市は救済する仕組みは作るからということの根柢がある。救済するよという意味があるのです。

委員H それを文章化しないとイケないのです。

政策参与 2項に「状況の改善、救済に努めます。」か。しかし、努めますは弱いです。

委員E 救済します。助けます。と言い切るのはどうですか。

委員H 言い切ることはできません。

委員長 そもそも、「市」が主語なので分かりにくいのでしょうか。

委員E そもそも市が救済するのですか。

政策参与 条文に書いてあるので、市が救済できる体制を整えます。現場の人はいますが、市が取り組みます。

事務局 相談、救済までの体制を整えるということが市の役割ではないでしょうか。

政策参与 こども基本法の中には、子どもコミッショナーという言葉が出ています。今までは、オンブズパーソンという言葉でしたが、コミッショナーは仲介役ということです。解決まで導く人です。本来はそのようなものを作ったらいいます。

委員長 コミッショナー制度については、どのような人が入るのですか。

政策参与 市民の感覚で関わる人です。大学の先生がなってはいけないということですが、権力者ではない方がいいと思います。

委員B アドボカシー、代弁者という方もいらっしゃると思います。

事務局 「市は、子どもや大人が、不安や悩みをもったときに相談でき、救済される体制を整えます。」とします。

(3)南砺市子どもの権利委員会（案）について

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 資料3をご覧ください。

委員長 質問、ご意見はありますか。

事務局 補足となりますが、先ほど話題になりましたオンブズパーソンの役割をされる方の配置も考えています。

政策参与 オンブズパーソンは別においた方がいいと思います。別の組織としているところが多いです。忙しい人たちが多いので、その人達をサポートする人についても人を置く必要もあります。

事務局 そういう方に、メンバーの一員として入っていただくということです。

政策参与 代表で入っていただくということですね。それならわかります。

委員E オンブズパーソンを置くにしても、どのような人を置くかについてこの委員会で決めるのでしょうか。

事務局 別だと思っています。

委員B この委員会がアドボカシー委員会ということになると思います。

委員長 これは、市長から諮問があり動いていくという形ですか。

事務局 それも含め今後決めていくところです。

事務局 他の自治体を見まして「市長の諮問を受けて」と入っているところもあります。

委員長 イメージとして、第三者として意見を述べることと書いてありますが、そこで決まったことをどう市民に伝えていくのか、その先、施策にどうつながっていくのか。それを含めてこの委員会で決めていくということですね。

委員F これは諮問員会でなければ、どんな委員会になるのか。中途半端になります。

委員長 条例を作って、それがちゃんと運用されているかについてチェックする委員会であるとしたら、どういう役割をもたせるかということですね。

委員E 条例では、第21条に「この条例による施策の実施状況を検証するため」とありますね。

委員長 具体的なことを考えていくために少し予算をいただき、「こんなこともできますよ」と言える委員会なのか。

委員F そうなると、市とは別で運営していく団体となるのか。

委員長 他の委員会との兼ね合いもありますね。

委員F 可能であれば、諮問機関となる方がよい。いわゆる、行政に対してそれでいいのかということと言う機関となる。それであれば、市長に対しての答申という形で答えた方がスムーズにまわると思います。

委員長 私もそのように思います。説得性のある委員会にしていきたいと思います。せっかく条例を作るので生かしていただきたいです。

政策参与 権利委員会は、具体的な事例にかかるというよりは、市の取り組みについて意見を言ったり、足りないところがあれば問題提起をするような団体であると思います。それと同時に、情報共有もしていく。例えば射水市であれば、毎年子どもたちにアンケートを取り、子どもの権利条例を知っているかを聞いています。そういうことも権利委員会が行い、もっと周知が必要であるなどを問題提起していくことが必要です。また、第三者と言いながらも、委員会名簿については、学校の機関が多く入っています。本来はやはり、オンブズパーソン的な役割をするのであれば、中立的な人を置くべきです。具体的な救済活動とかをするのはこのようなメンバーではない。市の取り組みに対することを見る人です。

委員長 チェック機関となります。

事務局 市に仕組みに対する機関であり、行政に対して意見をする立場の委員会として、しっかりとした諮問委員会となるような形で進めていく方がよいという意見ですね。

事務局 市長からの諮問に対して答申していくという形であれば、設置要綱ではなくて設置条例となります。一つ段階が上になってきます。していただくことについては、大切な事であり、そのような形で求めに対しての回答ですので、行政はしっかりと対応していくということになると思います。仕組みとして整うと思います。

委員長 検討をお願いします。

事務局 1点お願いします。名簿についてです。子どもに現場で関わっており、情報をもつ、

そして持ち帰っていただきたいことからこのような人選をしておりました。しかし、中立的な立場という意見がありましたので、どのような人選がよろしいでしょうか。

政策参与 NPO 関係者とか、市民目線ですね。

委員H 相談機関の方です。今、南砺市にある代表的な相談機関はどこになりますか。

事務局 行政のこども課の中にあります、相談室については、一つの課の中にあるため、行政機関となります。

委員H 民間でそのようなところはないですか。

事務局 委員である A 委員の「だれでもハウスめぐみ」はそのような機関です。

委員H 公募でこのような方が上がってくるということも期待したいですね。

委員E 児童館や居場所もよいと思います。ここに書いてある人たちが集まって話をしても何も生まれないと思います。

事務局 ここに書いてある方で、残した方がいい方は誰でしょうか。

政策参与 これはあて職ということになると思います。問題を知って共有していただくために、ここに記載してある方に入ってもらふことは必要だと思います。

委員E 二段構えにしたらいいと思います。中身の話を聞く人たちと、拡大会議みたいな形です。頭数で来ますという方が来てもしょうがない。

委員H 全体のものは年に 1、2 回です。

委員E 年に 1、2 回のものはたくさん集まっていたく。

事務局 運営の仕方として、意見を出していただきたい方と、現状を知ってほしい方の両方がいるということでしょうか。

委員E 第三者制にこだわるか、担当エリアの違いを確保して、市側でおぜん立てはするけど用意していくのがよいと思います。

委員D 学校関係者の方に現状を身近なこととして考えてもらうため入れることはいいと思います。しかし目的は何かということです。子どもの権利条例がしっかりと守られているということを確認することが目的の機関であれば、あて職で人が変わる構成メンバー、そして、ここに来たから賛成の人かわからないのは困る。子ども自身に課題があり、解決のための機関なら学校の関係者は必要だと思うが、学校で子どもの権利が侵害されている場合もあります。保育園に問題がある場合もあります。その案件にどのように関わることがあると思います。当事者になる場合があると、その人がどのように関わるかに委ねることになってしまいます。

政策参与 年に 2 回くらいやって、終わり。そういう形になりかねないということです。

事務局 想定していた意図とは違っていることがわかりました。ここに出てくるメンバーの方が入っていた理由は、ここに課題を持ってきてほしいということを思っていました。チェックして、報告してほしいということを思っていました。

委員C それを自分でできるでしょうか。

政策参与 代表の方はできてないことを言えないと思います。

事務局 課題を出すための機関を置き、課題を出してもらい、委員会の役割としては出されたことに対してチェックするということですね。

委員D ここに書いてある人は大切です。しかし、別でチェックすることは必要です。そし

て、突きつけるのではなく、「一緒にやっていきましょう」という姿勢で子どもの権利を守っていける体制を作らなければならないと思います。民間でお役に立てることはありますか、と懐柔していくようなればいい。

委員H それはなかなか現状では難しいですね。

委員B 要対協のようなイメージではないでしょうか。代表者会議があり、啓発があり、どれくらい浸透しているかを把握し、進捗状況を検証します。生の声を聞きとれる現場やアドボカシーなど実務会議があり、代表者会議にこんな話が上がっていますという報告をするということです。代表者会議は、こちらに記載している方も来ていただくとよい。

委員B 要保護児童対策協議会もですね。代表者会議、実務者会議、ケース会議。代表者会議はこんな方ですね。実務者会議は現場です。2段階がよいと思います。

委員長 周知広報していただくには、各会の代表の方にきていただくとよいと思います。ただ、問題を共有してボトムアップしていくには、ここに書いてある方たちではないと思います。

事務局 現実を判断していくには、市民目線の方たちに声を聞かなければならないということですね。

事務局 行政側で声をかけて声を集まってもらえる方、いろいろな活動をしている方にもこうやって集まっています。前例にならって仕組みを考えていきます。

委員E 子どもコミッショナーをこの上に置いたらダメなのでしょうか。

政策参与 その組織関係はわかりませんが、置くなら、市長の直轄になると思います。

委員E 直轄でそのミッションを受けた部門があり、その下部に実務者、現場で代表を務めるような会がある。実行してくださいと指示が出せる体制があるとよいと思います。

政策参与 第三者機関であると同時に、権限がある感じがよいと思います。市長直轄がよいかと思います。

委員E そこを統括する市長直轄の機関があるとよい。

委員F 学校の問題というのは、校長よりも生徒指導主事の先生がよく知っている。そのような研修会にでている人たちのほうが問題をよくわかるのではないか。

事務局 そのような会をもつことも検討していく段階だと思います。

委員長 いろいろな意見ができました。事務局にお返ししますので、検討をお願いします。

政策参与 いろいろな自治体の前例も探してみてください。

委員C 現場にはソーシャルワーカーの方もいると思います。人員の検討もぜひお願いします。

委員H 第21条が実現できるような仕組みをお願いします。

(4)アクションプランについて

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 資料4をご覧ください。

委員長 質問、ご意見はありますか。

事務局 補足ですが、重なる部分は出てくると思います。

委員E 緊急度や優先度という軸をいれる。今すでに侵害されている権利を救済するというのが私はあればいいと思います。侵害が起こらないとか、よりより未来へというのは、重要度は高いが、権利が侵害されている人にとっては話にならない。権利を救済し、支える側になるように巻き込めたらいい。新しい南砺市を作るのに意見を聞かせてほしいということです。権利条例の構造と形とした骨子があり、実際進めるには、全部取っ払って、今侵害されているものの徹底した洗い出し、どこが解決する力を持っているか、解決する力、資源を持っているかというような動きを早くやりたいです。

委員H 取っ払うのではありません。それはそれです。平行してやっていかなければならない事です。

委員長 市民の意見の中に、「南砺市に困っている人はいるのか」という疑問の声もありました。児童虐待であったり、子どもの貧困であったり、見えてないところで苦しんでいる子どもたちがいた場合、調査していくためには、3番の下部組織を作ることになります。記載し、見える化したらよいと思います。普及啓発というざっくりとしたものではなく、具体的に入れていくとよいです。

委員F 子どもたちは「これが問題」と考えているより、「〇〇だったらいいな」という漠然とした理想を抱えています。私たちは、対話をしていないと思います。一方的に出すだけになっている現状があるので、対話のやり取りの中でそれではどうしていくのか出していく過程がないと思います。

委員A 実際に第三者から見て明らかに虐待であっても、生まれてからその環境に生きている「こんなもんだ」と、子どもは気づきません。周りの親もこんな感じなんだろうと子ども自身が気づかないことがあります。子ども自身が知っていくということが必要だと思います。

委員F アクションプランの提案ですが、常時、子どもの話を聞き、大人の話を聞く、それぞれの話をする場はあるが、話し合って直接作る場がないと思います。それがあるだけでも、子どもの課題が見えてきて、必要なことが整理されていくように思います。そのような場を考える事は必要だと思います。

委員長 そのような場を作ることをアクションプランに盛り込むことが、南砺モデルになるように感じます。

委員E まずは、年限を区切ってでも、子どもが集まる居場所にスタッフを配置して、話を聞く。そこで何が起こっているのかなど吸い上げて見れたらよい。見守りの保護者がいる場、そこに行って話を聞くことが大切です。

事務局 このような案についてですが、「例えば」の例になるのか、①②のようにもう一つ「実態調査」として項目建てをして入れていくのか。今起こっていることに対しても取り組んでいくことを示すということでもよろしいでしょうか。

委員長 その方が市の姿勢が見えやすく、わかりやすいと思います。

委員H 4つの柱の大枠についてはこれでよいと思います。当然重なるところがあると思います。

事務局 こちらからの普及啓発だけでなく、声を聞いて作るということですね。①と④に調査を入れます。

委員H アクションプランができるまで動きを待つのではなく、できるところから始めればいいと思います。

事務局 対象となる人からの声を聞かせていただくことで、仕組みにも反映させていきます。

事務局 意見交換もそこに含まれると思います。

委員H 大人、子どもと分けなくても拡大でもよいと思います。地域の方からも何が必要か聞くことが大切だと思います。

委員A バラバラも必要です。そしてお互いの声を聞くことも必要です。一般的な会話で出てくるようなこともあると思います。耳を傾けるということです。

委員C 現場で声を聞いている人はたくさんいると思います。でも次につながらないことはあります。一つの事例から作っていくことも大切です。

委員E 市だけで抱え込んではいけません。かっちり決めると動けなくなります。市は情報のハブとなってもらい、実際に動くのは市民・民間でよいと思う。我々が動いて、しっかり傾向・ニーズが見えてきたら、市で制度化してほしい。そこには、行政だけでなく、市議に動いてもらう。市議にモデルを作り提案してもらうということです。

委員長 かなり具体的な意見です。提案です。

事務局 この柱で進めさせていただきます。最後のワーキンググループがありますので、検討を深めていきます。また、子どもたちからも、意見をいただいています。5回目でもいただいた意見を反映していきたいと思います。

委員長 それでは、その報告は第4回にお願いします。

3. その他について

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 資料5により説明

(1)今後のスケジュールについて

- ・ 次回の策定委員会は、令和4年7月30日を予定
- ・ 第二回の意見募集と各ワーキンググループで出た意見をもとに南砺市子どもの権利条例(案)を完成させます。
- ・ 広報周知について

南砺市PTA連絡協議会と連携

6月20日～7月10日第二回意見募集

7月7日(金)政策参与大二先生講演会

8月6日(土)シンポジウム

令和5年2月11日(土)制定記念イベント

(2)オフィシャルキャラクターについて

保育園でぬりえを実施し、市内に展示しました。

委員長 以上について質問、ご意見はありますか。

(なし)

以上で、すべての事項について終了させていただきます。

これにて進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局 どうもありがとうございました。それでは、南砺市政策参与であり、本委員会のスーパーバイザーである、真生会富山病院心療内科医の政策参与大二先生より、閉会の挨拶をいただきます。

政策参与 パブリックコメント200件はすごいことだと思います。関心があり、話題になっているのだと思います。元気をもらいました。今日も新聞に日赤に子どもの発達外来ができたというニュースが出ていました。南砺のえがおクリニックがきっかけになっている、広まっているのではないかと思います。今後の権利条例も南砺市が先駆者としてこのようにいいものがあるという例となり、富山県全域に広まるとよいと思います。現状では、黒部市、滑川市、高岡市で働きかけていこうと思っています。ぜひ、モデルになる条例を一緒に作っていきたいと思います。

事務局 ありがとうございました。以上をもちまして、第3回策定委員会を閉会いたします。